ATTAZoo+ for RICOH 利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社リコー(以下「当社」といいます)がお客様に対し、ATTAZoo+ for RICOH(以下「本ソフトウェア」といいます)の使用を許諾する条件を定めたものです。

第1条(本ソフトウェア)

- 1. 本ソフトウェアは、JB アドバンスト・テクノロジー株式会社(以下、「JBAT」という)が当社に対し再使用許諾権付の使用許諾を行うことにより、当社がお客様に対し第 4 条に基づく使用権を付与するものです。本ソフトウェアの使用許諾条件については本規約の内容に加えて、JBAT ソフトウェア(クラウド型)使用許諾条件(以下、JBAT 使用許諾条件といい、最新版は https://www.jbat.co.jp/yakkan/attazoou_plus_sp_sw/に掲載されるものとします)が適用されるものとします。当社がお客様に許諾する使用権は本条第 2 項第 3 項に規定するものを除いては JBAT 使用許諾条件と同一であり、JBAT 使用許諾条件における JBAT の記載を株式会社リコーに読み替えて適用させるものとします。なお、JBAT 使用許諾条件と本規約の定めに齟齬が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 2. JBAT 使用許諾条件の定めによらず、本ソフトウェアの利用開始にあたり、JBAT への「ユーザー登録書」の提出は不要とします。また、本ソフトウェアの利用期間開始にあたり JBAT からのサービス開始通知メールは発行されないものとし、JBAT 使用許諾条件記載の利用期間(課金期間)開始日に関する定め及びサービス開始通知メール発行後利用期間開始前における本ソフトウェアの利用についての定めは適用されないものとします。
- 3. JBAT 使用許諾条件の定めによらず、当社は第 9 条に基づき、本ソフトウェアのサポートを提供します。JBAT 使用許諾条件のうち、サポートサービスに関する規定は、適用されないものとします。

第2条(申し込み)

- 1. 本ソフトウェアの使用を希望するお客様(以下「申込者」といいます)は、本規約および JBAT 使用許諾条件に同意の上、当社が定める手続きに従い、当社が定める情報(以下「登録情報」といいます)を当社または当社が指定する当社子会社または販売店等(以下「当社販売店等」といいます)に提供することにより、本ソフトウェアの使用の申込みを行なうことができます。
- 2. 当社は、その裁量により、前項の申込みに対する承諾を行うか否かを決定できます。当社が申込みを承諾した場合は、その旨を申込者に電子メールまたは RICOH kintone plus 上にて通知します。当該通知が発信された日をもって、お客様と当社の間で、本規約に基づく本ソフトウェアの使用許諾契約が成立します。
- 3. 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本条第 1 項の申込みを承諾しないことがあります。申込を承諾しない場合であっても、当社はその理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 登録情報の全部もしくは一部に、虚偽、誤記または記載漏れがある場合
 - (2) 本ソフトウェアにかかる料金の支払を怠るおそれがある場合
 - (3) 過去に当社との契約に違反しまたはその関係者であると当社が判断した場合
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団

- 体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力 (以下「反社会的勢力等」といいます)である、または資金提供、取引その他を通じて反社会的勢力等の維持、 運営もしくは経営に協力もしくは関与するなど反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が 判断する場合
- (6) JBAT 使用許諾条件に定める禁止行為を行ったことがある場合もしくは行うおそれがある場合、または 13 条 2 項に 定める措置を受けたことがある場合
- (7) 当社による本ソフトウェアの提供が技術的に困難な場合
- (8) 当社の業務遂行に支障が生じるおそれがある場合
- (9) その他、当社が不適当と判断した場合
- 4. お客様は、登録情報に変更があった場合、当社の定める方法により、遅滞なく当社に当該変更事項を通知するものとします。

第3条(権利の許諾)

当社は、本規約および JBAT 使用許諾条件に従い、本ソフトウェアに関する非独占的かつ譲渡不能な使用権をお客様に許諾します。

第4条(使用権)

- 1. お客様は、RICOH kintone plus の拡張機能として利用するために、お客様が保有する単一のコンピュータシステム上において、以下のライセンス区分に従い、本ソフトウェアを使用することができます。
 - (1) 試用ライセンス:本規約および JBAT 使用許諾条件に従い、本ソフトウェアを無償で使用できます。
 - (2) 有償ライセンス:本規約および JBAT 使用許諾条件に従い、本ソフトウェアを有償で使用できます。ライセンス料は別途当社が定めるところによります。
- 2. お客様は、当社から許諾されたユーザー数を超えない範囲内で、本ソフトウェアを使用するユーザー(以下「利用ユーザー」といいます)に対しユーザーアカウントを設定することができます。利用ユーザーとしてユーザーアカウントの設定された方のみが、本ソフトウェアを使用することができます。1つのユーザーアカウントを複数人で共有し利用させることはできません。ユーザーアカウントは、お客様の責任の下、厳重に管理し、第三者に利用させてはなりません。当社は、ユーザーアカウントを用いて行われた行為を、当該アカウントの対象となる利用ユーザーの行為とみなすことができます。
- 3. お客様は、営利目的か否かを問わず、本ソフトウェアを譲渡、貸与、レンタル、頒布、開示、公開(公衆送信、送信可能 化を含む)、ライセンス供与または相続する等その占有を移転しまたは使用を許諾することはできません。但し、お客様は、システム開発等、特定の第三者に対する受託業務の一環として、本ソフトウェアを当該第三者の RICOH kintone plus 環境に設置し使用させることができます。
- 4. お客様は、利用ユーザーおよび本条 3 項但書の第三者に対して本ソフトウェアを使用させるにあたり、該当者へ本規約 および JBAT 使用許諾条件に定める義務を十分に理解させ、忠実にその義務を履行させるものとします。
- 5. 本ソフトウェアを使用するために必要なコンピュータシステム、周辺機器、インターネット接続などの環境は、お客様の責任と 費用負担により用意され、当社は本規約に基づく責任を負いません。

第5条(契約期間)

1. 本ソフトウェアの試用ライセンスご利用時の契約期間は、別途当社が通知する期間とします。契約期間を経過してもなお

継続して本ソフトウェアを使用される場合、お客様は当社から別途有償ライセンスの申込みを行った上で、お客様と当社の間で、有償ライセンスにかかる本ソフトウェアの使用許諾契約を締結しなければなりません。それ以外のいかなる場合においても、契約期間を経過して、本ソフトウェアを試用または使用することはできません。お客様が本ソフトウェアの有償ライセンスを希望する場合は、別途当社が指定する方法に従い、申込みの手続を行うものとします。

- 2. 本ソフトウェアの有償ライセンスご利用時の契約期間は、以下のとおりとします。
 - (1) 1 ヶ月単位で本ソフトウェアを利用(以下「月額利用」といいます)される場合、本規約に基づく契約が成立した月の翌月1日から1ヶ月間を契約期間とします。最低契約期間は1ヶ月とします。また、お客様から本規約第8条(ライセンス変更、終了)に定める期限(ただし、別途解約手続き期限が定められている場合は、その定めに従います)までに解約手続きがなされない場合、解約期限の翌月1日から更に1ヶ月間自動的に同一内容で契約が更新されるものとし、翌月以降も同様とします。
 - (2) 年間単位で本ソフトウェアを利用(以下「年額利用」といいます)される場合、本規約に基づく契約が成立した月の翌月1日から1年間をサービス期間とします。また、お客様から本規約第8条(ライセンス変更、終了)に定める期限(ただし、別途解約手続き期限が定められている場合は、その定めに従います)までに解約手続きがなされない場合、解約期限の翌月1日から更に1年間自動的に同一内容で契約が更新されるものとし、翌年以降も同様とします。
 - (3) 前二号の定めにかかわらず、前二号に定める契約期間終了日から 30 日以内に、月額利用または年額利用のお申し込みがされた場合には、前契約の環境を引き継いで契約更新がなされたものとみなし、前契約のサービス期間終了日の翌日から契約期間が開始されるものとします。
 - (4) 別段の定めがある場合を除き、本規約に基づく契約成立後のキャンセルまたは本ソフトウェアの提供期間中の途中解約はできません。
- 3. 前二項にかかわらず、お客様が RICOH kintone plus の利用を終了した場合、その理由の如何を問わず、本規約に基づく契約も同時に終了します。

第6条(料金および支払い)

- 1. 有償ライセンスをご利用されるお客様は、本ソフトウェアの使用の対価を、当社が指定する方法により当社に支払うものとします。ライセンス料の詳細は、当社ホームページ等に記載される価格表によるものとします。当社はお客様に対し変更日の 30 日以上前に当社が定める方法で通知等することにより、サービス料金を変更することができます。お客様はライセンス料の変更が有効になる前に本ソフトウェアを解約することができ、解約されない場合、変更後の内容に基づくライセンス料がお客様に適用されます。お支払いの際に必要な振込手数料、送金手数料その他の費用につきましては、お客様の負担となります。
- 2. お客様が本規約により生ずる金銭債務の弁済を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。なお、年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします。
- 3. お客様が本規約により生ずる料金または消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社はお客様に催告の上、本ソフトウェアの提供を停止することがあります。
- 4. 別段の定めがある場合を除き、既に支払われた料金についての返金等は一切行なわれません。

第7条(当社販売店等への支払い)

- 1. 有償ライセンスを希望するお客様が当社販売店等に対して本ソフトウェアの使用の申込みを行った場合、お客様は、本ソフトウェアのライセンス料を当社販売店等に支払うものとします。この場合、当社は、当社販売店等にこれらの支払いの請求および回収を代行させることができます。なお、当社販売店等による回収代行が行われるお客様の当社に対する債務については、お客様が当社販売店等に対して支払いを行った時点で消滅します。
- 2. 当社は、いつでも当社販売店等を変更することができるものとし、変更を行うときは、速やかにその旨をお客様に通知します。

第8条(ライセンス変更、終了)

1. 有償ライセンスをご利用のお客様が、ライセンス変更、ユーザー数変更またはサービス終了を希望する場合の取り扱いは、 以下のとおりとします。

(1) 月額利用の場合

お客様は、ライセンス変更、ユーザー数変更または本ソフトウェアの使用の終了を希望する月の前月末日の5営業日前までに当社指定の方法で、当社に通知するものとします。当社は、通知いただいた月の翌月で終了または翌月から変更後の内容に基づくライセンス料を適用するものとします。ただし、お客様が本ソフトウェアの使用の終了の通知をした後に別途ライセンス変更またはユーザー数変更の通知をした場合、当該終了の通知は取り消されるものとします。また、いかなる場合も、当社がユーザー数追加を受け付けた月の同月におけるユーザー数減少には対応しないものとします。

(2) 年額利用の場合

お客様は、ユーザー数追加の変更を希望される場合には、変更希望月の前月末日の5営業日前までに当社指定の方法で、当社に通知するものとします。この場合、当社は、変更希望月からサービス期間満了までの期間の月数に応じ、ユーザー数追加についてリコーが別途定める金額をお支払いいただくことを条件に、変更希望月から変更した内容を適用します。お客様は、ユーザー数減少または本ソフトウェアの使用の終了を内容とする変更を希望される場合は、第5条に基づく自動更新月の前月末日の5営業日までにリコー指定の方法で、リコーに通知するものとします。この場合、リコーは、当該変更申し込みの通知後に到来する自動更新月の当月1日より変更した内容を適用します。なお、ユーザー数減少またはサービス終了(自動更新の解約)は、本規約に基づく契約期間が自動更新される月の前月において、上記期日までに限り申し込むことができます。リコーは、理由の如何を問わず、その他の契約期間の途中におけるユーザー数減少またはサービスの終了(自動更新の解約)には対応しないものとし、既に支払われたサービス料金についての返金等は行いません。

2. リコーがお客様からの通知を変更希望月の前月末の 5 営業日前以降に受領したときは、翌々月で終了または翌々月から変更後の内容に基づくライセンス料を適用することとなる場合があります。

第9条(サポート、問い合わせ等)

- 1. 当社または当社販売店等より、以下の技術サポートがお客様に提供されます。
 - ① 本ソフトウェアの操作方法や仕様に関する問い合わせ対応
 - ② 本ソフトウェアの障害対応
- 2. 本ソフトウェアの動作不具合または RICOH kintone plus のアップデートに伴い当社の提供ファイルを更新する必要がある場合、当社の判断により提供ファイルの更新を行うことがあります。 ただし、当社は更新義務を負うものではありません。
- 3. 当社は、本ソフトウェアのアップデート情報を当社ホームページ等で通知します。
- 4. 当社または当社販売店等に対する連絡または通知は、当社の定める方法によって行われるものとします。

5. 当社または当社販売店等が登録事項に含まれる連絡先に連絡または通知を発信した場合、お客様は当該連絡または 通知を受領したものとみなします。

第10条(登録情報等の取扱い)

- 当社によるお客様の登録情報の取扱いについては、別途当社が定めるプライバシーポリシー (https://www.ricoh.co.jp/privacy/index_2)によるものとします。
- 2. 当社は、お客様が本ソフトウェアの申込みまたは使用に当たって当社に提供した情報、データ等を、個人が特定できない形式での統計的な情報として利用、開示および公開することがあり、お客様はこれに異議を唱えないものとします。

第11条 (ログデータの利用)

- 1. 当社、当社の委託先及び JBAT は、ログデータについて、お客様の承諾を得ることなく、本利用契約の期間中及びその終了後も、以下の目的で利用できるものとします。
- (1) 本ソフトウェアに係るサポートサービス・通知
- (2) 本ソフトウェアの品質向上・保守のための利用
- (3) 統計データの作成及び利用
- (4) 製品・サービス等のご案内
- 2. 当社は、ログデータについて、お客様の同意なく、本条第1項の目的の範囲外で利用せず、また、第三者(再委託先を除く) に対して開示・漏洩しません。

第12条(秘密情報)

お客様は、本ソフトウェアの提供に当たって当社または当社販売店等がお客様に対して秘密と指定して開示した非公知の情報 について、本ソフトウェアの使用または本契約の履行の目的のみに使用するとともに、当社の事前の書面による承諾を得ずして、 第三者に開示、漏洩してはなりません。

第13条(本ソフトウェアの提供の終了)

- 1. 当社は、当社の都合により、本ソフトウェアの提供を終了することができます。この場合、当社は、お客様に対して、当該終了予定日より90日以上前に、当社が提供する手段により通知します。
- 2. 前項にかかわらず、当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をすることなく直ちに本規約を解除し、それによって被った損害の賠償を請求することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 第2条3項各号のいずれかに該当する場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売等公権力の処分を受け、または、民事再生手続開始、破産手続開始、会社 更生手続開始の申し立て(お客様が個人事業主の場合は、当該個人に係る個人再生、破産の開始申し立てを 含む)を受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (4) 合併、解散決議を行いまたは解散事由に該当した場合(お客様が個人事業主の場合は、当該個人が死亡しまたは失踪宣告を受けたときを含む)
 - (5) 手形・小切手の不渡処分を受けたとき、または電子記録債権の支払不能処分を受けた場合
 - (6) 資産、信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはその恐れがある場合

- (7) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する旨の決議をした場合
- (8) 刑事処分を受けまたは監督行政庁による資格の取消し、業務の停止等の行政処分を受けた場合
- (9) その他、本規約または本ソフトウェアの提供を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- 3. 理由の如何を問わず本規約に基づく契約または本ソフトウェアの提供が終了した場合、お客様は、当社に対して負担する 一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に対して全ての債務の支払いをしなければなりません。

第14条(契約終了後の取扱い)

- 1. お客様は理由の如何を問わず本規約に基づく契約の終了または解除後直ちに、お客様の費用負担と責任において、本 ソフトウェアの使用を停止し、RICOH kintone plus 上における本ソフトウェアの適用を無効化するものとします。
- 2. 当社は、本規約に基づく契約が終了または解除された場合、その理由の如何を問わず、お客様の登録情報、お客様が本 ソフトウェアを通じて登録した情報、その他利用ユーザーに関するデータを消去することができます。当社は、本項に基づいて データを消去したことによりお客様に生じた損害について責任を負いません。

第15条(反社会的勢力との取引排除)

- 1. お客様は当社に対し、自己、自己の役員(名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます)もし くは業務従事者または本規約に基づく取引の媒介者が、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 反社会的勢力等であること
 - (2) 反社会的勢力等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に 反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. お客様は、本ソフトウェアの使用および本規約の履行が反社会的勢力等の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
- 3. お客様は、次の各号に該当する事項を行ってはなりません。
 - (1) 反社会的勢力等を利用し、または反社会的勢力等に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、 反社会的勢力等と関係を持つこと
 - (2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
 - ② 事実に反し、自らが反社会的勢力等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力等である旨を伝えるなどすること
 - ③ 当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
 - ④ 当社の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
- 4. 当社は、お客様が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本規約を解除することができます。この場合、当社はお客様に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しません。

第16条(委託)

当社は、本ソフトウェアの提供に関する業務の全部または一部を、お客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。この場合、当社は責任をもって当該委託先である第三者を管理します。

第17条(準拠法および裁判管轄)

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2. 本規約に関して生じたお客様と当社の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所とします。

第18条(権利義務の譲渡)

1. お客様は、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務につき、第三者に譲渡、承継、移転、担保設定その他の処

分をすることはできません。

2. 当社が本ソフトウェアに関する事業を第三者に移譲、移転または承継させる場合、当社は、本規約上の地位、本規約に

基づく権利義務ならびにお客様の登録情報等を当該第三者に譲り渡すことができ、お客様はかかる譲渡につき本項をもっ

て予め承諾したものとします。

第19条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合においても、本規約の残りの

規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第20条(本規約の変更)

1. 当社は本規約を変更することがあります。この場合の提供条件等は、変更後の本規約によります。

2. 本規約の変更にあたっては、当該変更の内容および変更後の本規約の効力発生日について、事前に別途当社の定める

方法にて通知します。

3. お客様が、変更後の本規約の効力発生日以降に本ソフトウェアを継続して使用した場合、または当社が期間を定めた場

合であって、当該期間内に本規約の解約を行わなかったときには、変更後の本規約に同意したものとみなします。

以上

制定日:2025年3月4日